

就労選択支援事業 について

熊本市障がいサービス課

1

これまでの課題

- 障害者の就労能力や適性を客観的に評価・活用する手法が確立されていないため、障害者の就労能力や一般就労の可能性について、障害者本人や支援者が十分に把握できており、適切なサービス等につなげられない。
- 一旦、就労継続支援 A 型・B 型の利用が始まると、固定されてしまいやすい。
- 本人の立場に立ち、次のステップを促す支援者がいるかどうかで、職業生活、人生が大きく左右される。

2 就労選択支援事業 の概要

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス（就労選択支援）を創設。

<基本方針>

短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価や就労に関する意向、就労するために必要な配慮等について整理を行います。

アセスメント結果を踏まえ、障害者本人や関係者（家族や学校、支援機関等）を交えた多機関連携によるケース会議を行い、障害者本人の就労に関する意思決定支援を行います。

3 対象者

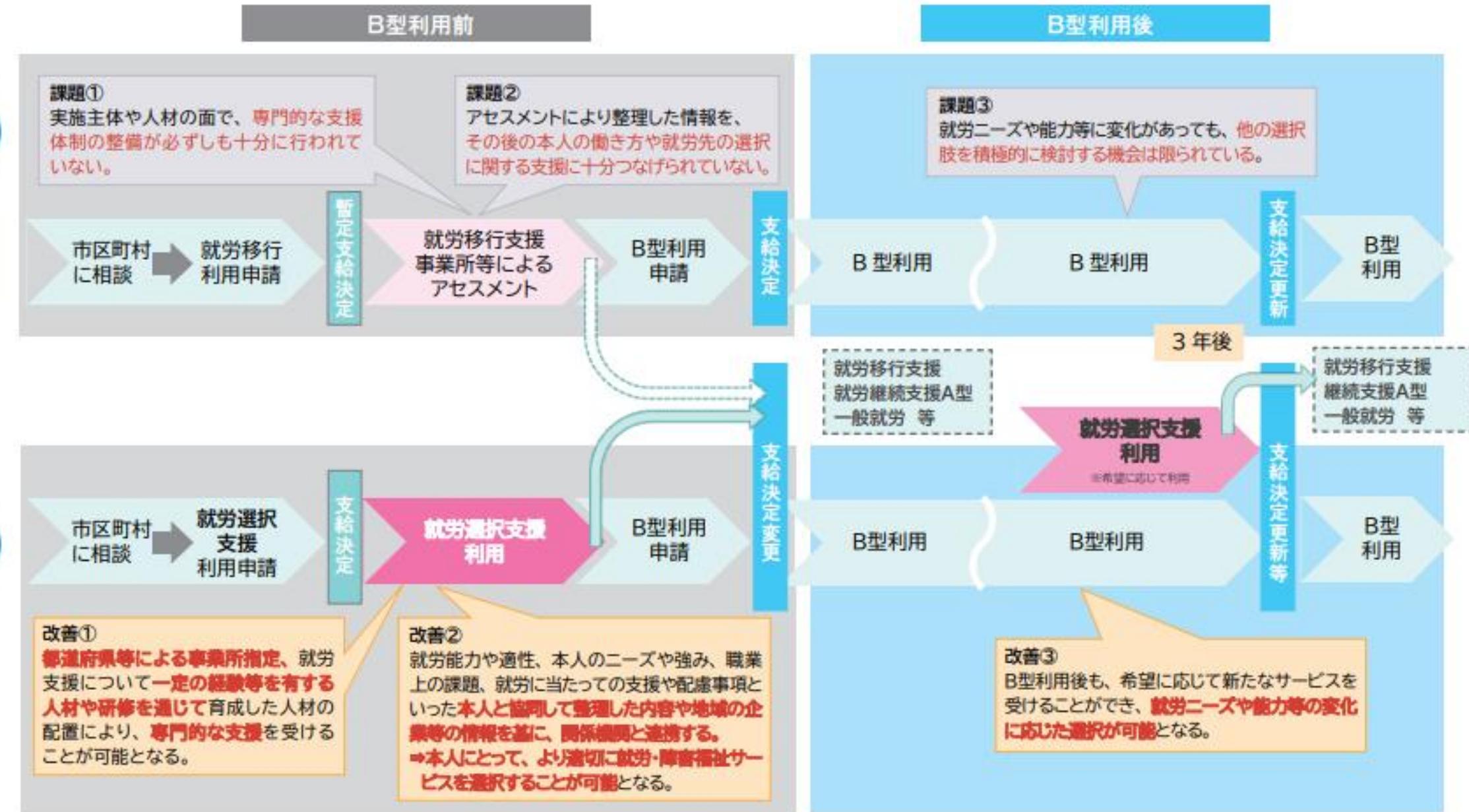
サービス類型		新たに利用する意向がある 障害者	既に利用しており、 支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）	令和 7 年 10 月から原則利用	希望に応じて利用
	・ 50 歳に達している者または障害基礎年金 1 級受給者 ・ 就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者）	希望に応じて利用	
就労継続支援A型		令和 9 年 4 月から原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和 9 年 4 月から原則利用 ※ 標準利用期間を超えて更新を希望する者

4 どう変わる？

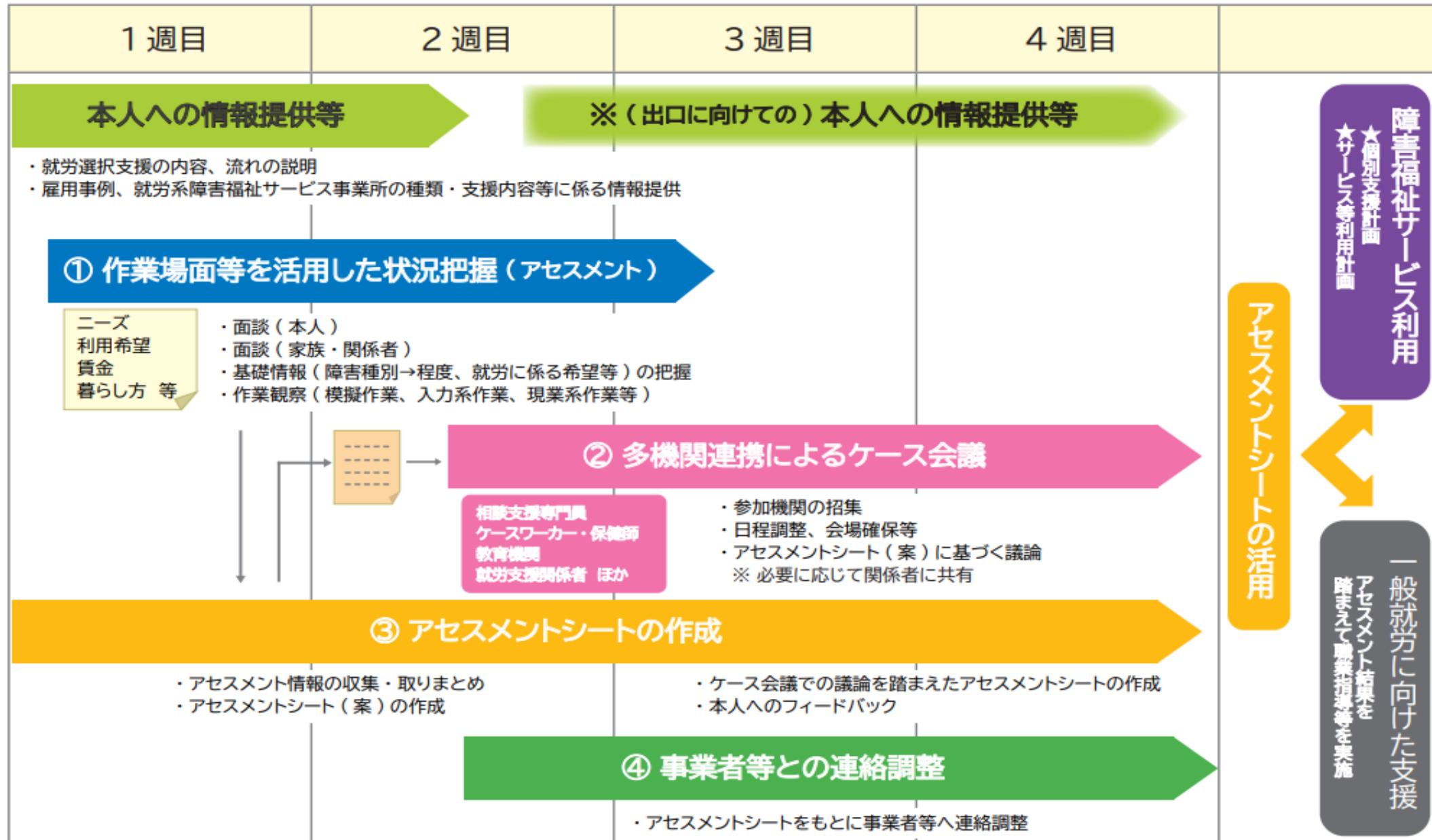
現状

アセスメントが、業務として法令上位置づけられていない

就労選択支援



5 就労選択支援サービスの流れ



6 まとめ

就労選択支援事業は、障害のある方が自らの希望や能力に応じた就労支援サービスを選択できるよう、客観的な評価と意思決定支援を提供する新たな制度です。

利用者にとっては、自分に合った働き方を見つけるための入口支援として、

事業者にとっては、適切なサービス提供につなげるための重要なアセスメント機会として、

行政にとっては、支援の質と効率の向上を図る制度的基盤として機能します。

本制度の円滑な運用には、関係機関の連携と、利用者一人ひとりの意思を尊重した支援体制の構築が不可欠です。

すべての障害者が、自分らしく働ける社会の実現に向けて。

就労選択支援事業の活用と定着に、皆さまのご理解とご協力を願っています。